

国東市あったか家族マイホーム新築・購入応援奨励金

～ この制度は令和6年3月31日までに居住用住宅の
取得に係る契約をされた方が対象です ～



【該当者】

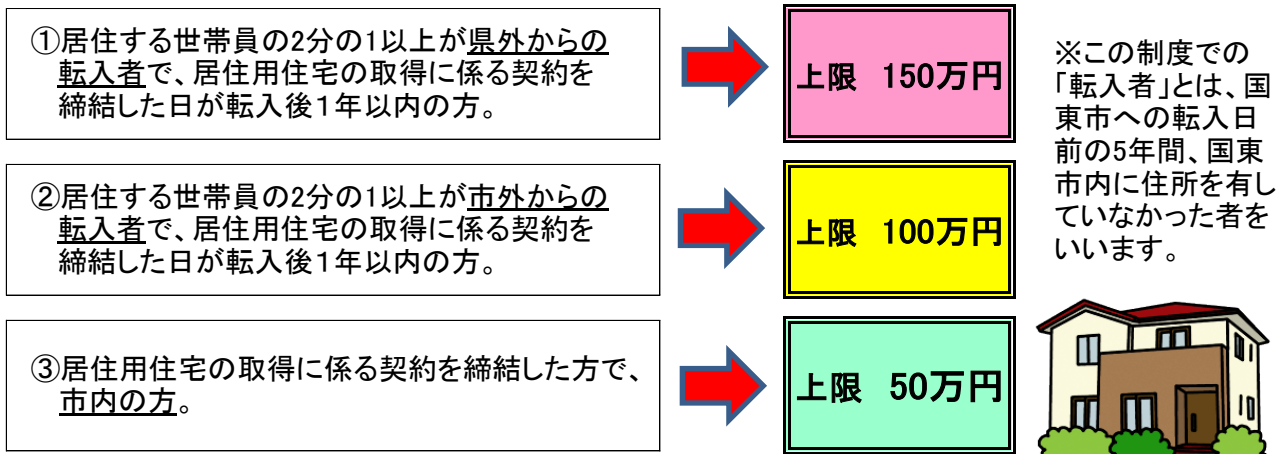
- ①令和6年3月31日までの間に居住用住宅の取得に係る契約をした方。
ただし、住宅の取得において所有者と取得者の関係が3親等以内でないこと。
 - ②取得した居住用住宅の入居から10年以上継続してその住宅に居住する見込みがあること。
 - ③市税等滞納していないこと。
 - ④当奨励金の交付を受けようとする居住用住宅の取得に関し、市が実施する他の制度による補助又は助成を受けていないこと。
 - ⑤暴力団員及びその関係者及び密接な関係を有しない方。
 - ⑥生活保護受給者ではない方。
- ※国東市に定住しないことが明らかな場合や公共工事等による住宅移転は対象となりません。

さ吉くん

中古物件購入もOK!

【補助内容】

土地及び建物の総額が100万円以上で、その費用の2分の1以内で交付(千円未満切捨て)



✚ 上記に該当する方で18歳未満の子どもがいる場合は、1人につき10万円を加算して交付します。

【提出添付書類】

- (申請)・・・申請書、誓約書のほかに
- ①住宅及び土地等の売買契約書又は家屋の建築請負契約書の写し
 - ②世帯全員の住民票
 - ③入居する世帯全員の市税等完納証明書(直近の証明書が他市町村で発行された場合はその証明書)
 - ④転入者の場合、戸籍の附票等(転入日前5年間の住所がわかるもの)
 - ⑤その他市長が必要と認める書類

- (請求時)・・・請求書のほかに
- ①建物の登記事項証明書の写し
 - ②当該物件に居住したことを確認できる書類

●特記事項

国東市あったか家族マイホーム新築・購入応援奨励金を申請される方で、18歳未満のお子さん(小中高に就学または就学前の子)がいる世帯やUIJターンの方については、独立行政法人住宅金融支援機構の【フラット35】の借入金利一定期間引き下げ(当初の5年間、通常の借入金利から年0.25%マイナス)の制度が使えます。(別途手続きを要します)

注意

◎契約締結日から起算して1年以内に申請してください。期間を過ぎると奨励金を支給できません。

◎令和6年3月31日までに契約しても、令和7年3月までに引き渡し・登記・引越が完了しない場合は、対象となりません。

★★問合せ先★★
 国東市役所 活力創生課 地域支援係 電話:0978-72-5175